

事 務 連 絡
令和7年4月28日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事審査管理班担当）

動物用ワクチンに添加剤として使用される成分に係る食品健康影響評価
（令和7年4月18日時点）

このことについて、本年4月18日、食品安全委員会から、新たに別紙の成分について動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられるとの答申がありましたので、お知らせします。

今回評価結果が答申された成分を含め、同委員会によって評価済みとなった成分の一覧を別添のとおりまとめましたので、参考に添付します。

このことについて、貴会会員への周知をよろしくお願いします。

<参考>

- 食品安全委員会ホームページ（動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（L-グルタミン酸カリウム、マルトース）評価書）
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20250305040>
- 農林水産省ホームページ（動物用医薬品）
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/index.html>

(別紙)

(令和7年4月18日)

1. マルトース
2. L-グルタミン酸カリウム